

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について

2020年5月20日更新

平素より SPRING JAPAN をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨年 12 月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルスによる感染症の発生を受け、本件に関する当社の対応状況を下記のとおりご案内いたします。

01. 感染拡大に伴う一部の国際線・国内線運航便の欠航、運休および減便について

新型コロナウイルス関連肺炎の影響に伴う需要減退を踏まえ、SPRING JAPAN 国際線運航便について、6 月 30 日の期間まで一時運休・減便を実施いたします。ご予約済みのお客さまにはご不便をおかけいたしますが、現況に鑑みた判断とご理解くださいますようお願い申し上げます。

◆国際線運航状況一覧（2020年5月8日更新）

路線	便名	期間	対応
成田＝武漢線	IJ301/IJ302	2020/01/25～2020/06/30	運休
成田＝重慶線	IJ357/IJ358	2020/02/06～2020/06/30	運休
成田＝寧波線	IJ101/IJ102	2020/02/07～2020/06/30	運休
成田＝ハルビン線	IJ213/IJ214	2020/02/17～2020/03/28	減便（週7→週2）
		2020/03/29～2020/06/30	減便（週2→週1）
成田＝天津線	IJ253/IJ254	2020/02/27～2020/06/30	運休
成田＝上海線	IJ001/IJ002	2020/02/23～2020/03/28	時刻変更、減便（週7→週3）
		2020/03/29～2020/06/30	運休

7月1日以降の運航につきましては、決定次第ご案内いたします。

成田＝ハルビン線運航スケジュール（2020年3月29日～2020年6月30日まで）

成田（NRT）－ハルビン（HRB）				ハルビン（HRB）－成田（NRT）			
便名	出発	到着	運航曜日	便名	出発	到着	運航曜日
IJ213	07:35	09:35	日	IJ214	10:35	14:25	日

* 発着時間はすべて現地時間にて表記しております。

* これらの計画は関係当局の認可を前提としております。

* 都合により変更となる場合がございますので予めご了承下さい。

◆国内線（2020年5月8日更新）※夏ダイヤ以降のみ記載。7月1日以降の運航につきましては、決定次第ご案内いたします

成田 → 新千歳

便名	成田 出発	新千歳 到着	対応	期間
IJ831	07:20	09:00	運休	3/29、4/4 ~ 6/30
IJ833	15:00	16:40	運休	3/29、4/4、4/5、4/11 ~ 6/30
IJ835	10:40	12:20	減便 ^{※1}	4/18、4/25、5/2、5/9、5/16、5/23、5/30 6/6、6/13、6/20、6/27
IJ837	17:20	19:00	運休	4/11 ~ 6/28

新千歳 → 成田

便名	新千歳 出発	成田 到着	対応	期間
IJ832	09:40	11:15	運休	3/29、4/4 ~ 6/30
IJ834	17:25	19:00	運休	3/29、4/4、4/5、4/11 ~ 6/30
IJ836	13:00	14:35	減便 ^{※1}	4/18、4/25、5/2、5/9、5/16、5/23、5/30 6/6、6/13、6/20、6/27
IJ838	19:40	21:15	運休	4/11 ~ 6/28

※1 6/30まで日曜日（4/19、4/26、5/3、5/10、5/17、5/24、5/31、6/7、6/14、6/21、6/28）のみ運航

成田 → 広島

便名	成田 出発	広島 到着	対応	期間
IJ621	09:30	11:10	減便 ^{※2}	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/30
IJ623	17:45	19:25	運休	4/6 ~ 6/30 ^{※3} （6/21・6/28のみ運航）

広島 → 成田

便名	広島 出発	成田 到着	対応	期間
IJ622	11:50	13:20	減便 ^{※2}	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/30
IJ624	20:05	21:35	運休	4/6 ~ 6/30 ^{※3} （6/21・6/28のみ運航）

※2 6/14まで日曜日（4/19、4/26、5/3、5/10、5/17、5/24、5/31、6/7、6/14）のみ運航

※3 IJ623/IJ624は6/21、6/28のみ運航

成田 → 佐賀

便名	成田 出発	佐賀 到着	対応	期間
IJ701	11:55	14:20	減便 ^{※1}	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/20、6/22 ~ 6/27、6/29 ~ 6/30
IJ705	17:55	20:10	運休	4/29 ~ 5/6

佐賀 → 成田

便名	佐賀 出発	成田 到着	対応	期間
IJ702	15:10	17:00	減便 ^{※1}	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/20、6/22 ~ 6/27、6/29 ~ 6/30
IJ706	20:50	22:30	運休	4/29 ~ 5/6

^{※1} 6/30まで日曜日(4/19、4/26、5/3、5/10、5/17、5/24、5/31、6/7、6/14、6/21、6/28)のみ運航

02. 航空券の特別対応について（2020年5月8日更新）

A. 国際線：支払手数料を除く全額払戻

【対象便】SPRING JAPAN が運航する国際線全便

※2020年3月28日までの発券分且つ2020年3月29日から2020年4月30日までの搭乗分（出発2時間前までの手続きが必要）

※成田＝重慶・天津・寧波・上海浦東線は既に運休としておりますので、運賃規則に準じて、対応させていただきます（全額払戻／振替）

※既に払戻された航空券に対する特別対応は差し控させていただきます

B. 国内線：支払手数料を除く全額払戻または振替

【対象便】SPRING JAPAN が運航する国内線全便（成田＝新千歳・広島・佐賀線）

※2020年4月9日までの発券分且つ2020年3月29日から2020年5月31日までの搭乗分（出発2時間前までの手続きが必要）

※振替期限は2020年6月30日までの同一区間の搭乗分

※既に払戻された航空券に対する特別対応は差し控させていただきます

※ご予約済みの航空券運賃より変更先の運賃が高額の場合、差額を徴収いたします。

但し、運休便に関しては7日以内の変更に限り徴収はございません

◆払戻の手続き

- SPRING JAPAN 公式サイト（WEB／スマホ／APP）でご購入の航空券は、以下 a～c いずれかの方法でお手続きください。

- a) ログイン → 予約確認 → 予約管理・変更・払戻サービス追加（要ログイン）
- b) （Top ページ内）変更・取消 <https://jp.ch.com/Service/RefundTicket>
- c) SPRING JAPAN コールセンター

日本国内

緊急事態宣言の発令に伴うコールセンター臨時連絡先変更は[こちら](#)でご確認ください。

中国

TEL : 95524 年中無休／24 時間対応（中国語）、10:00～22:00（日本語） ※日本時間

Email : cs@ch.com

- 代理店でご購入の航空券は、ご予約・発券を行いました代理店までお問合せ下さい。
- EXPEDIA でご購入の航空券は、下記ページから変更・取消の手続きをお願いいたします。

<https://jp.ch.com/Service/RefundTicket>

現在多くのお問い合わせをいただき、電話が大変混み合い、繋がりにくい状況となっております。ご迷惑をおかけしますことをお詫びいたします。

03. 日本への入国制限について（2020年5月16日時点）

当面の間、特別な事情がない限り、以下の方は日本への入国ができませんので、予めご了承ください。対象となる地域・国が変更されることがあります。旅行前に必ず[法務省ホームページ](#)をご確認ください。

- 中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する方
- 客船ウェステルダム号に乗船し、カンボジア・シアヌークビルで下船した日本国籍以外の方
- 日本到着時前 14 日以内に以下の国・地域に滞在歴がある日本国籍以外の方
 - ✓ **アジア**：インドネシア共和国、大韓民国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾、中華人民共和国（香港特別行政区及びマカオ特別行政区）、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、モルディブ共和国
 - ✓ **大洋州**：オーストラリア連邦、ニュージーランド
 - ✓ **北米**：カナダ、米国
 - ✓ **中南米**：アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、コロンビア共和国、セントクリストファー・ネイビス、チリ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ブラジル連邦共和国、ペルー共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国、メキシコ合衆国
 - ✓ **欧州**：アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、英国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、ア北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、ロシア連邦
 - ✓ **中東**：アラブ首長国連邦、イスラエル国、イラン・イスラム国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、トルコ共和国、バーレーン王国
 - ✓ **アフリカ**：エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ギニアビサウ共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、赤道ギニア共和国、ジブチ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国

04. 日本の検疫体制強化について（2020年5月16日更新）

厚生労働省は入国した日の過去 14 日以内に『検疫強化対象地域（※1）』に滞在歴（検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴）がある方、『入管法に基づく入国制限対象地域（※2）』に滞在歴のある方に対し、入国の前後で以下の対応をお願いしております。対象となる地域・国が変更されることがあります。旅行前に必ず[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

- 健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して 14 日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないこと
- このため、入国前に、ご自身で入国後に待機する滞在先と、空港からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外）を確保すること
- 入国の際に、検疫官によって、入国後に待機する滞在先と、空港から移動する手段について検疫所に登録いただくこと

加えて、検疫強化対象地域として追加された日にかかわらず、入国した日の過去 14 日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域（※2）』に滞在歴のある方については、これまでと同様、全員に PCR 検査と、保健所等による定期的な健康確認を実施しています。

検疫強化対象地域（※1）

入管法に基づく入国制限対象地域（※2）以外のすべての国と地域。

入管法に基づく入国制限対象地域（※2）

これらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となります。

日本到着時前 14 日以内に以下の地域に滞在歴がある日本国籍以外の方

- ✓ **アジア**：インドネシア共和国、大韓民国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾、中華人民共和国（香港特別行政区及びマカオ特別行政区）、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、モルディブ共和国
- ✓ **大洋州**：オーストラリア連邦、ニュージーランド
- ✓ **北米**：カナダ、米国
- ✓ **中南米**：アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、コロンビア共和国、セントクリストファー・ネイビス、チリ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ブラジル連邦共和国、ペルー共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国、メキシコ合衆国
- ✓ **欧州**：アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、英国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、ア北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、ロシア連邦
- ✓ **中東**：アラブ首長国連邦、イスラエル国、イラン・イスラム国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、トルコ共和国、バーレーン王国
- ✓ **アフリカ**：エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ギニアビサウ共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、赤道ギニア共和国、ジブチ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国

05. 査証の制限等について（2020年4月29日更新）

2020年3月9日午前0時から、中華人民共和国および大韓民国に所在する日本大使館または総領事館で3月8日以前に発給された一次・数次査証の効力を停止、加えて、香港およびマカオならびに大韓民国に対する査証免除措置を停止しています。

2020年3月21日午前0時からシェンゲン協定加盟国^{*}またはアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコもしくはルーマニアに所在する日本国大使館または総領事館で3月20日までに発給された一次・数次査証の効力を停止すると共にこれらの国に対する査証免除措置を順次停止します。

※ アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2020年3月27日午前0時からインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国もしくはバーレーンに所在する日本国大使館または総領事館で3月27日までに発給された一次・数次査証の効力を停止すると共にこれらの国に対する査証免除措置を停止します。

2020年4月3日午前0時から**入管法に基づく入国制限対象地域（※2）**を除くすべての国に所在する日本国大使館または総領事館で4月2日までに発給された一次・数次査証の効力を停止すると共にこれらの国に対する査証免除措置を停止します。

これらの措置は5月末までの間実施され、対象となる地域・国が変更されることがあります。旅行前に必ず[外務省ホームページ](#)をご確認ください。

06. 成田発国際線における検温について（2020年3月19日更新）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、カウンターにおいて国際線搭乗予定のお客さま全員に検温を実施させていただきます。検温の結果は体温が**37.1℃以上**のお客さまと同行者、並びに同一団体のお客さまには、ご搭乗をお断りさせていただきます。また、解熱剤等を使用して感染の恐れがあることを隠蔽した場合にもご搭乗をお断りさせていただきます。

搭乗をお断りした方（グループ）の航空券については、払戻手数料を免除させていただきます。ご理解の上、感染拡大防止の対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

対象便：成田発の国際線全便

実施期間：2020年3月1日（日）～ 当面の間

07. 中国の検疫体制強化および入国条件の変更について

日本での新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中国入国時の検疫がさらに強化されております。一部の空港（上海・ハルビンを含め）において、日本から渡航される方については14日間の自宅または指定施設での隔離処置等が行われるとの情報がございます。詳しくは外務省海外安全ホームページをご確認いただく、もしくは中国大使館にお問い合わせください。

中国の査証制限

- 3月26日、中国外交部及び国家移民管理局が3月28日0時から、現在有効な訪中査証及び居留許可を有する外国人の中国の入境を暫定的に停止する旨の公告を発表しました。詳細は中国大使館にお問い合わせください。

08. 客室乗務員による機内アナウンスの実施

厚生労働省からの協力要請に基づき、中国路線において、咳や発熱などの症状がある、または疑いのあるお客さまについては、空港到着後、検疫官にお申し出いただくよう機内アナウンスを実施しております。

09. 客室乗務員のゴーグル・マスク・手袋の着用（2020年5月20日更新）

お客さまに安心してサービスを受けていただくため、国内線・国際線の全路線において、客室乗務員はゴーグルとマスクを着用しています。加えて、お食事・お飲物のサービス時などに手袋を着用させていただきます。

機内サービスについて

5月24日より、機内販売サービスは全路線においてオリジナルグッズ、カップ麺、水のみを販売いたします。

10. 機内の客室消毒について

お客さまに安心してご利用いただくために、中国からの成田帰着便および国内線の最終便ではテーブル、アームレスト、トイレのドアノブ等、お客さまの手が触れる部分に対し、アルコールを用いた消毒を実施しております。

11. 機内の空気循環について

SPRING JAPAN では全ての航空機の空調システムに高性能空気フィルター（HEPA フィルター）*を装着しています。機内の空気は、常に機外から新しい空気を取り入れ機内に提供し、その後、機外へ排出することにより、約3分で全て入れ替わる仕組みになっています。

*High-Efficiency Particulate Air (HEPA) Filter : 0.3ミクロンの粒子を99.97%以上捕集できる高性能フィルター

12. 厚生労働省・検疫所作成の健康カードおよび各国の要請による検疫関係書類の配布

厚生労働省・検疫所作成の健康カードをお客さまに配布しております。また各国の要請によって、当社が就航している路線の一部で各国の検疫関係書類が配布される場合があります。

13. 除菌剤の飛行機への持ち込み・お預けについて（2020年3月16日更新）

除菌剤について以下の製品については飛行機への持ち込み、お預け共に不可となります。

【対象製品】

- 折り曲げることで内容成分が混合される製品（スティック（ペン・フック）タイプ等）、粉末剤等を混合して使用する製品（置き型タイプ等）など二酸化塩素ガスを発生させる製品
- 大幸薬品（株）クレベリン（置き型タイプ、ペン型タイプ）

※ネックストラップ（カード型）タイプやジェルタイプの除菌剤など直接肌につけるものについては、お持ち込み、お預けともに可能

通知

关于受新型冠状病毒肺炎疫情影响的对应通知

2020年5月20日更新

感谢选乘 SPRING JAPAN（春秋航空日本）的航班。

自去年12月起，对于在中华人民共和国湖北省武汉市发生的新型冠状病毒肺炎疫情，本公司的对应内容如下，特此通知。

01. 因疫情扩大的原因，一部分的国际线·国内线的航班取消、停运以及减班

因受新型冠状病毒肺炎疫情的影响导致航班需求量减少，SPRING JAPAN 截至6月30日为止针对国际线航班实施临时停运·减班。对于已预约的旅客带来不便我们深感抱歉，但是因根据现状而做出的判断，敬请理解。

◆ 国际线运行状况一览 (2020年5月8日更新)

路線	便名	期間	対応
成田 = 武汉线	IJ301/IJ302	2020/01/25 ~ 2020/06/30	停运
成田 = 重庆线	IJ357/IJ358	2020/02/06 ~ 2020/06/30	停运
成田 = 宁波线	IJ101/IJ102	2020/02/07 ~ 2020/06/30	停运
成田 = 哈尔滨线	IJ213/IJ214	2020/02/17 ~ 2020/03/28	减班 (周7→周2)
		2020/03/29 ~ 2020/06/30	减班 (周2→周1)
成田 = 天津线	IJ253/IJ254	2020/02/27 ~ 2020/06/30	停运
成田 = 上海线	IJ001/IJ002	2020/02/23 ~ 2020/03/28	时刻变更、减班 (周7→周3)
		2020/03/29 ~ 2020/06/30	停运

关于7月1日以后的运行情况，待决定后通知。

成田=哈尔滨線运行时刻 (2020年3月29日~2020年6月30日)

成田 (NRT) - 哈尔滨 (HRB)				哈尔滨 (HRB) - 成田 (NRT)			
航班号	出发	到达	班期	航班号	出发	到达	班期
IJ213	07:35	09:35	星期日	IJ214	10:35	14:25	星期日

* 上述时间均为当地时间。

* 该航班计划已经过相关机构认可。

* 计划可能会根据实际情况进行调整变更。

◆国内线 (2020年5月8日更新) ※夏秋航季时刻。关于7月1日以后的运行情况,待决定后通知

成田 → 新干岁

航班号	成田 出发	新干岁 到达	对应	期间
IJ831	07:20	09:00	停运	3/29、4/4 ~ 6/30
IJ833	15:00	16:40	停运	3/29、4/4、4/5、4/11 ~ 6/30
IJ835	10:40	12:20	减班※1	4/18、4/25、5/2、5/9、5/16、5/23、5/30 6/6、6/13、6/20、6/27
IJ837	17:20	19:00	停运	4/11 ~ 6/28

新干岁 → 成田

航班号	新干岁 出发	成田 到达	对应	期间
IJ832	09:40	11:15	停运	3/29、4/4 ~ 6/30
IJ834	17:25	19:00	停运	3/29、4/4、4/5、4/11 ~ 6/30
IJ836	13:00	14:35	减班※1	4/18、4/25、5/2、5/9、5/16、5/23、5/30 6/6、6/13、6/20、6/27
IJ838	19:40	21:15	停运	4/11 ~ 6/28

※1 到6/30为止,仅在星期天(4/19、4/26、5/3、5/10、5/17、5/24、5/31、6/7、6/14、6/21、6/28)运行

成田 → 广岛

航班号	成田 出发	广岛 到达	对应	期间
IJ621	09:30	11:10	减班※2	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/30
IJ623	17:45	19:25	停运	4/6 ~ 6/30※3 (仅在6/21、6/28运行)

广岛 → 成田

航班号	广岛 出发	成田 到达	对应	期间
IJ622	11:50	13:20	减班※2	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/30
IJ624	20:05	21:35	停运	4/6 ~ 6/30※3 (仅在6/21、6/28运行)

※2 到6/14为止,仅在星期天(4/19、4/26、5/3、5/10、5/17、5/24、5/31、6/7、6/14)运行

※3 IJ623/IJ624 仅在6/21、6/28运行

成田 → 佐贺

航班号	成田 出发	佐贺 到达	对应	期间
IJ701	11:55	14:20	减班 ^{※1}	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/20、6/22 ~ 6/27、6/29 ~ 6/30
IJ705	17:55	20:10	停运	4/29 ~ 5/6

佐贺 → 成田

航班号	佐贺 出发	成田 到达	对应	期间
IJ702	15:10	17:00	减班 ^{※1}	4/13 ~ 4/18、4/20 ~ 4/25、4/27 ~ 5/2 5/4 ~ 5/9、5/11 ~ 5/16、5/18 ~ 5/23 5/25 ~ 5/30、6/1 ~ 6/6、6/8 ~ 6/13 6/15 ~ 6/20、6/22 ~ 6/27、6/29 ~ 6/30
IJ706	20:50	22:30	停运	4/29 ~ 5/6

^{※1} 到 6/30 为止, 仅在星期天(4/19、4/26、5/3、5/10、5/17、5/24、5/31、6/7、6/14、6/21、6/28)运行

02. 机票的退改政策 (2020年5月8日更新)

A. 国际线：除支付手续费以外，全额退款

【适用航班】 SPRING JAPAN 所承运的所有国际线航班

※2020年3月28日之前预定，且出发日在2020年3月29日~2020年4月30日之间，请务必在出发2小时前申请并办理退票

※成田=重庆·天津·宁波·上海浦东航线因已停运，所以将按照客票规则对应（全额退票/改签）

※对于已申请退票的客票，无任何补退政策

B. 国内线：除支付手续费以外，全额退款或者改签

【适用航班】 SPRING JAPAN 所承运的所有国内线航班（成田=新千岁·广岛·佐贺航线）

※2020年4月9日之前预定，且出发日在2020年3月29日~2020年5月31日之间，请务必在出发2小时前申请并办理退票

※可改签期间：截止2020年6月30日为止的同一区间的航班

※对于已申请退票的客票，无任何补退政策

※机票变更时，如变更后机票的舱位价格高于原机票，则需要支付升舱费用

※但是，不正常航班的7天以内的机票变更，不额外收取升舱差价

◆退票手续

- 通过 SPRING JAPAN 官方渠道（官网 / 手机 / APP）购票的旅客，请按以下方法办理（任选其一）。
 - a) 登录 → 预约确认 → 预约管理·变更·追加退票服务（需要登录）
 - b) (Top 页面内) 变更·取消 <https://jp.ch.com/Service/RefundTicket>
 - c) SPRING JAPAN 客服中心

日本国内

关于日本政府紧急事态宣言发表后呼叫中心联系方式的变更请于[官方网页](#)确认。

中国

TEL: 95524 年中无休 / 24 小时对应（中文）、10:00 ~ 22:00（日语） ※日本时间

Email: cs@ch.com

- 通过代理店购票的旅客，请直接咨询代理店。
- 通过 EXPEDIA 网站购票的旅客，请前往以下页面进行机票的变更和退票操作。

<https://jp.ch.com/Service/RefundTicket>

因咨询电话较多，客服中心的电话常处于繁忙状态。给各位旅客带来不便，SPRING JAPAN 深表歉意，敬请理解。

03. 关于限制入境日本 (2020 年 5 月 16 日现在)

如无特别理由，以下人员将被限制入境日本。由于限制入境的国家与区域随时有变更的可能，详细内容请务必在搭前确认[法務省官网](#)。

- 携带中华人民共和国湖北省或者浙江省发行中国护照的人员
- 搭乘威士特丹号邮轮、在柬埔寨西哈努克港口下船的非日本国籍的人员
- 在到达日本前 14 天前，停留或者到访过以下地点的非日本籍人士
 - ✓ **亚洲**：印度尼西亚共和国，大韩民国，新加坡共和国，泰国，台湾，中华人民共和国（包括香港特别行政区及澳门特别行政区），菲律宾共和国，文莱达鲁萨兰国，越南社会主义共和国，马来西亚大洋洲澳大利亚联邦，新西兰，马尔代夫共和国
 - ✓ **北米**：加拿大，美利坚合众国
 - ✓ **中·南美洲**：安提瓜和巴布达，乌拉圭东岸共和国，厄瓜多尔共和国，哥伦比亚共和国，圣基茨和尼维斯联邦，智利共和国，多米尼克国，多米尼加共和国，巴拿马共和国，巴哈马国，巴巴多斯，巴西联邦共和国，秘鲁共和国，多民族玻利维亚国，洪都拉斯共和国，墨西哥合众国
 - ✓ **欧洲**：冰岛共和国，爱尔兰，阿塞拜疆共和国，阿尔巴尼亚共和国，亚美尼亚共和国，安道尔公国，意大利共和国，乌克兰，大不列颠及北爱尔兰联合王国，爱沙尼亚共和国，奥地利共和国，荷兰王国，哈萨克斯坦共和国，北马其顿共和国，塞浦路斯共和国，希腊共和国，克罗地亚共和国，科索沃共和国，圣马力诺共和国，瑞士联邦，瑞典，西班牙王国，斯洛伐克共和国，斯洛文尼亚共和国，塞尔维亚共和国，捷克共和国，丹麦王国，德意志联邦共和国，挪威王国，梵蒂冈城国，匈牙利，芬兰共和国，法兰西共和国，保加利亚共和国，白俄罗斯共和国，比利时王国，波斯尼亚和黑塞哥维那，波兰共和国，葡萄牙共和国，马耳他共和国，摩纳哥公国，摩尔多瓦共和国，黑山，拉脱维亚共和国，立陶宛共和国，列支敦士登公国，罗马尼亚，卢森堡大公国，俄罗斯联邦
 - ✓ **中东**：阿拉伯联合酋长国，以色列国，伊朗伊斯兰共和，阿曼国，卡塔尔国，科威特国，沙特阿拉伯王国，土耳其共和国，巴林王国
 - ✓ **非洲**：阿拉伯埃及共和国，佛得角共和国，加蓬共和国，几内亚比绍共和国，科特迪瓦共和国，刚果民主共和国，圣多美和普林西比民主共和国，赤道几内亚共和国，吉布提共和国，毛里求斯共和国，摩洛哥王国

04. 关于日本检疫体制的加强 (2020 年 5 月 16 日更新)

厚生劳动省要求，对在入境日本前 14 天以内有『检疫强化对象区域 (※1)』(被追加为检疫强化对象国后有停留史)或者『基于日本入境管理法限制入境对象区域 (※2)』有停留史的人士、在入境日本前后采取以下应对。由于限制入境的国家与区域随时有变更的可能，详细内容请务必在搭前确认[厚生劳动省](#)网页。

- 即使健康情况没有异常，也必须在入境日本第二天起的 14 天期间在检疫所长指定场所（自己家中）进行观察，并且不能使用日本国内公共交通工具（包括机场出发的移动）
- 因此，在入境日本前，请确保入境后的观察停留地点与机场出发到达停留地点间的交通移动方法（公共交通工具除外）
- 入境时，请在检疫所按照检疫人员要求，登记入境后的观察停留地点与机场出发的交通移动方法。

此外，无论何时被追加为检疫强化对象区域，在入境日本前 14 天内在『基于日本入境管理法限制入境对象区域 (※2)』有停留史的人士都必须在入境日本时接受 PCR 检查，在卫生中心接受定期健康状况确认。

检疫强化对象区域 (※1)

基于日本入境管理法限制入境对象区域 (※2) 以外所有的国家与地区。

基于日本入境管理法限制入境对象区域 (※2)

在以下区域有停留史的非日本籍人士，在没有特殊情况下，不能入境日本。

- 持中华人民共和国湖北省或者浙江省签发的护照人士
- 曾搭乘香港出发的邮轮韦斯特丹号的非日本籍人士
- 到达日本前 14 天以内到访，停留过以下区域的非日本籍人士
 - ✓ **亚洲**：印度尼西亚共和国，大韩民国，新加坡共和国，泰国，台湾，中华人民共和国（包括香港特别行政区及澳门特别行政区），菲律宾共和国，文莱达鲁萨兰国，越南社会主义共和国，马来西亚大洋洲澳大利亚联邦，新西兰，马尔代夫共和国
 - ✓ **北米**：加拿大，美利坚合众国
 - ✓ **中·南美洲**：安提瓜和巴布达，乌拉圭东岸共和国，厄瓜多尔共和国，哥伦比亚共和国，圣基茨和尼维斯联邦，智利共和国，多米尼克国，多米尼加共和国，巴拿马共和国，巴哈马国，巴巴多斯，巴西联邦共和国，秘鲁共和国，多民族玻利维亚国，洪都拉斯共和国，墨西哥合众国
 - ✓ **欧洲**：冰岛共和国，爱尔兰，阿塞拜疆共和国，阿尔巴尼亚共和国，亚美尼亚共和国，安道尔公国，意大利共和国，乌克兰，大不列颠及北爱尔兰联合王国，爱沙尼亚共和国，奥地利共和国，荷兰王国，哈萨克斯坦共和国，北马其顿共和国，塞浦路斯共和国，希腊共和国，克罗地亚共和国，科索沃共和国，圣马力诺共和国，瑞士联邦，瑞典，西班牙王国，斯洛伐克共和国，斯洛文尼亚共和国，塞尔维亚共和国，捷克共和国，丹麦王国，德意志联邦共和国，挪威王国，梵蒂冈城国，匈牙利，芬兰共和国，法兰西共和国，保加利亚共和国，白俄罗斯共和国，比利时王国，波斯尼亚和黑塞哥维那，波兰共和国，葡萄牙共和国，马耳他共和国，摩纳哥公国，摩尔多瓦共和国，黑山，拉脱维亚共和国，立陶宛共和国，列支敦士登公国，罗马尼亚，卢森堡大公国，俄罗斯联邦
 - ✓ **中东**：阿拉伯联合酋长国，以色列国，伊朗伊斯兰共和，阿曼国，卡塔尔国，科威特国，沙特阿拉伯王国，土耳其共和国，巴林王国
 - ✓ **非洲**：阿拉伯埃及共和国，佛得角共和国，加蓬共和国，几内亚比绍共和国，科特迪瓦共和国，刚果民主共和国，圣多美和普林西比民主共和国，赤道几内亚共和国，吉布提共和国，毛里求斯共和国，摩洛哥王国

05. 关于签证限制 (2020 年 4 月 29 日更新)

2020 年 3 月 9 日零点起, 3 月 8 日前, 由驻中国 (包括香港, 澳门地区) 以及韩国的日本大使馆·领事馆所签发的日本单次·多次签证失效。并且停止对于香港, 澳门地区以及韩国的免签政策。

2020 年 3 月 21 日零点起, 由驻申根协定成员国*或者爱尔兰, 安道尔, 伊朗, 英国, 埃及, 塞浦路斯, 克罗地亚, 圣马力诺, 梵蒂冈, 保加利亚, 摩纳哥或者罗马尼亚的日本大使馆·总领事馆在 3 月 20 日为止所签发的单次·多次签证将无效, 并且依次停止对以上国家免签证措施。

※ 冰岛, 意大利, 爱沙尼亚, 奥地利, 荷兰, 希腊, 瑞士, 瑞典, 西班牙, 斯洛伐克, 斯洛文尼亚, 捷克共和国, 丹麦, 德国, 挪威, 匈牙利, 芬兰, 法国, 比利时, 波兰, 葡萄牙, 马耳他, 拉脱维亚, 立陶宛, 列支敦士登, 卢森堡

2020 年 3 月 27 日零点起, 驻印度尼西亚, 新加坡, 泰国, 菲律宾, 文莱, 越南, 马来西亚, 以色列, 卡塔尔, 刚果民主共和国或巴林的日本大使馆·总领事馆在 3 月 27 日之前签发的单次·多次签证将无效, 并且依次停止对以上国家免签证措施。

2020 年 4 月 3 日零点起, 基于日本**入境管理法限制入境对象区域 (※ 2)** 以外的所有日本大使馆·总领事馆在 4 月 2 日之前签发的单次·多次签证将无效。

此项措施将实行到 5 月底, 由于根据疫情发展, 限制入境的国家与区域随时有变更的可能, 详细内容请务必在搭前确认[日本外务省](#)网页。

06. 关于对成田机场出发的国际线旅客实施体温检查 (2020 年 3 月 19 日更新)

为防止新型冠状病毒感染疫情扩散, 将对搭乘国际线航班的旅客实施体温检查。体温检查结果为 **37.1°C 以上** 的旅客及其同行者或同一团队的旅客将无法乘机。此外, 如果发现有通过使用退烧药剂来掩盖并且隐瞒病情的情况, 也将无法乘机。

关于不能乘机旅客 (及团队) 的机票, SPRING JAPAN 将予以免费退票。为防止疫情扩大所采取的措施, 敬请理解与配合。

适用航班: 由成田机场出发的国际线所有航班

实施期间: 自 2020 年 3 月 1 日 (星期日) 起

07. 中国航线强化检验检疫体制与入境限制

因日本疫情扩大的原因, 中国方面再次强化入境中国时的检验检疫体制。一部分机场 (包括上海·哈尔滨) 针对从日本入境的人员将实施 14 天的在家或者在指定设施的隔离措施。详情请咨询外务省海外安全官网, 或者咨询中国大使馆。

关于中国签证限制

- 3 月 26 日, 鉴于新冠肺炎疫情在全球范围快速蔓延, 中华人民共和国外交部、国家移民管理局决定自 3 月 28 日 0 时起, 暂时停止外国人持目前有效来华签证和居留许可入境。详情请咨询中国大使馆。

08. 客舱乘务员实施机内广播

根据厚生劳动省的配合要求，对于中国航线实施以下机内广播：有咳嗽、发烧等症状或者有疑似症状的旅客，在到达机场后，请务必向检疫人员申告。

09. 客舱乘务员佩戴护目镜·口罩·手套 (2020年5月20日更新)

为给旅客提供安心的服务，SPRING JAPAN 国内线·国际线的所有航线的客舱乘务员将会佩戴护目镜和口罩。此外，提供机内餐食·饮料等服务时会佩戴手套。

关于机内销售服务

自5月24日起，机内销售服务只提供SPRING JAPAN 原创商品，杯面与水。

10. 关于机内客舱消毒

为了让旅客安心的搭乘SPRING JAPAN航班，针对由中国出发到达成田机场的航班以及日本国内线的最终航班，会对折叠桌、椅子扶手、洗手间门把手等旅客可触摸到的地方，进行全面酒精消毒。

11. 关于机内的空气循环

SPRING JAPAN 所有飞机的空调系统中都配有高性能空气过滤器 (HEPA 过滤器)*。飞机内的空气是一直由飞机外引进新鲜空气至机内，然后再排出至飞机外。此空气循环每次大约需要3分钟来完成。

*High-Efficiency Particulate Air (HEPA) Filter: 是指对于0.3微米尘粒数的过滤有效率达到99.97%以上的高效空气过滤器

12. 分发由厚生劳动省·检疫所制作的健康卡以及应各国要求的检验检疫关系文件

向旅客分发由厚生劳动省·检疫所制作的的健康卡。另外，应各国的要求，还有可能分发各国的检验检疫关系文件。

13. 关于托运·机内携带除菌剂 (2020年3月16日更新)

属于以下种类的除菌剂是不可携带上飞机、也不可托运。

【适用产品】

- 如通过弯曲将内容成分混合在一起的产品 (棒 / 笔 / 钩型等) 和混合并使用粉末的产品 (直立型等) 释放出二氧化氯气体全部产品
- 大幸药品 (株) Cleverin (直立型、便携式除菌笔)

※ 颈带 (卡型) 型或凝胶型除菌剂等可直接涂抹在肌肤上的消毒用品，可托运、携带上飞机